

令和5年第6回

栄町農業委員会総会議事録

栄町農業委員会

- 1 開催日時 令和5年6月8日(木) 午後3時15分から午後3時30分
- 2 開催場所 栄町役場庁舎5階大会議室
- 3 出席委員(7名)

会	長	8番	宮本	敏郎
会	長職務代理者	7番	朝倉	友子
委	員	1番	増田	榮
		2番	鈴木	憲司
		3番	長崎	光男
		5番	長谷川	貴子
		6番	岩井	秀喜
- 4 欠席委員 4番 野村 斗士夫
- 5 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 会議書記の指名
  - 第3 議事
    - 議案第1号 令和5年度第1次農用地利用集積計画の承認について
    - その他
- 6 出席職員

農業委員会事務局長	大野	茂夫
農業委員会事務局次長	森田	勲
農業委員会事務局主査	青木	秀直
- 7 農地利用最適化推進委員(10名)

日暮	秀男	竹本	英二	岩竹	一哉	岩田	公夫	湯淺	光修
大見川	正明	後藤	良和	青木	秀樹	眞仲	健司	齊藤	博之

---

◎開会

午後3時15分開会

○事務局長（大野茂夫）

はじめさせていただきます。起立、礼。

○議長（宮本敏郎）

ただ今より、令和5年第6回栄町農業委員会総会を開会します。本日は委員8名中7名出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項により、総会は成立しております。

---

◎議事録署名委員の指名

○議長（宮本敏郎）

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮本敏郎）

それでは2番鈴木憲司、3番長崎光男委員にお願いします。

---

◎会議書記の指名

○議長（宮本敏郎）

議事日程第2の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の森田氏と青木氏を指名します。

---

○議長（宮本敏郎）

それでは議事に入ります。

議案第1号 令和5年度第1次農用地利用集積計画の承認について、を議題とし、整理番号1から整理番号3までについては、農地中間管理事業に関する案件なので、一括して事務局の説明を求めます。

○事務局長（大野茂夫）

議案の内容説明の前に、従来の手続き方式が令和4年度で廃止になりまして「一括方式」のみ手続きが可能になりましたので、まず「一括方式」についてご説明させていただきます。

「別紙1」をご覧ください。

今回の農地中間管理事業による賃貸借権の設定につきましては、今までの議案のような「農用地利用集積計画」と「農用地利用配分計画」の2つを用いた手続き方法から、「農用地利用集積計画」のみを用いた一括方式と呼ばれる手続き方法になっておりますので、その違いについてご説明いたします。

従来は農地の出し手から「千葉県園芸協会」への貸し付けを「農用地利用集積計画」で、「千葉県園芸協会」から受け手への転貸を「農用地利用配分計画」で行っていましたが、一括方式ではこの2つの権利関係を1つにまとめた「農用地利用集積計画」

となります。

手続きの流れで何がかわるかといいますと、「別紙1」の従来の方法だと「農用地利用集積計画」を農業委員会が承認して町が公告、そして「農用地利用配分計画」について農業委員会の意見聴取をした後に、県知事が認可の公告をして、契約成立となっておりますが、「別紙1」の一括方式では先に県へ協議を行って同意を取りまして、「農用地利用集積計画」を農業委員会が承認して町が公告することで契約が成立することになります。

なお、今回の一括方式については今後、「農用地利用集積等促進計画」に移行するまでの令和6年度末まで手続きが可能となるものでございます。

「一括方式」の説明については以上でございます。

それでは、議案の内容説明に入ります。1ページをご覧ください、議案第1号 整理番号1から整理番号3までについて、一括してご説明いたします。

場所につきましては、3ページから8ページをご覧ください。

権利種別は賃貸借権の設定です。

整理番号1 農地の所在が矢口字辺田前、地目は登記簿が畑、現況は田、農振農用地で面積は1,084㎡他1筆で、合計1,427㎡です。

次に、整理番号2 農地の所在が矢口字大牧一番割、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は2,750㎡他1筆で、合計3,000㎡です。

次に、整理番号3 農地の所在が北辺田字向芝、地目は登記簿・現況共に畑、農振農用地で面積は902㎡他5筆で、合計3,730㎡です。

内容は賃貸借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。

また、10aあたりの賃借料は1.5俵相当額又は5,000円若しくは1,000円になり、期間は令和5年6月20日から令和15年6月19日までの10年間となっております。

本件は、農地中間管理事業を活用した賃貸借権の設定になります。

農地の中間管理権を取得する「千葉県園芸協会」が、貸し手と借り手の間に入り農用地の転貸及び配分を行うものです。

この3件の借受人については、地域の担い手農家と認定農業者になり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われまます。

以上で説明といたします。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりました。質疑に入ります前に、この案件については、湯浅委員に関連する議案が含まれておりますので、ここで退席をお願いします。

（湯浅委員退席）

○議長（宮本敏郎）

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第1号 整理番号1から整理番号3までについて、一括して採決を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

○議長（宮本敏郎）

異議なし、とのことですので、議案第1号 整理番号1から整理番号3までを原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって議案第1号 整理番号1から整理番号3までについては、原案のとおり決定しました。湯浅委員は、入室して着席をお願いします。

（湯浅委員着席）

---

○議長（宮本敏郎）

以上で本日の議案の審議はすべて終了しました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

よろしいですか、それでは以上をもちまして令和5年第6回総会を閉会します。

○事務局長（大野茂夫）

起立、礼。お疲れ様でした。

---

午後3時30分閉会